

令和4年度学生支援貸付金事業の実施について

新型コロナウイルス感染症の影響で、仕送りやアルバイト収入が減り、修学必需品や生活用品等の購入又は家賃の支払いができないなど、経済的に困窮している学生を支援するため、必要な資金の無利子一時貸付を行う「静岡大学未来創成基金による学生支援貸付金事業」を実施しますので、希望する学生は所定の要領により申請してください。

○ 対象者：次の各号全てに該当するもの

- (1) 静岡大学に在籍する学部学生及び大学院生（外国人留学生を除く。）
- (2) 経済的に困窮する学生（学生生活を送る上で、当座の資金を必要とする者）

○ 受付期間：令和4年6月20日（月）～令和5年2月3日（金）

○ 申請方法：

学生支援貸付金事業申請書・誓約書（別紙様式1）、銀行振込依頼書及び振込先口座の通帳の写し（表紙及び1枚目）を、学生生活課学生企画係（静岡キャンパス 共通教育A棟 3階）又は浜松学生支援課学生支援係（浜松キャンパス S-Port 1階）に提出してください。

【申請書等はこちら：https://www.shizuoka.ac.jp/news/2020/covid-19_portal.html】

○ 貸付可否：貸付を必要とする理由等に基づき、貸付の可否を決定します。

○ 貸付金額：10万円又は20万円

○ 利子：無利子

○ 返済期間：

貸付日の翌日から起算して6か月以内（ただし、返済期限は貸付日の属する年度の末日までを最長とする。）。

令和4年6月20日
副学長（学生支援担当）池田恵子